

○音更町男女共同参画計画審議会規則

平成26年音更町規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町男女共同参画計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町内の各種団体等を代表する者
- (3) その他町長が適当と認める者

(会長)

第3条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、企画財政部企画課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。